

9月  
定例会



VOL. 42

# いかた 議会だより

平成27年(2015年)11月発行

編集 伊方町議会

議会だより編集委員会

電話 0894-38-2662

## ～原子力発電対策特別委員会～



伊方発電所の現地調査  
9月15日、原子力発電対策特別委員会が四国電力株式会社伊方発電所の現地確認を行いました。  
審査経過報告は、7ページに記載しております。

### 今回の主な内容

第 39 回 臨時 会	2 P
第42回定例会の動き・主な決定事項	2 P～3 P
い っ ぱ ん 質 問	4 P～5 P
第 2 回 議 員 研 修	5 P～6 P
原子力発電対策特別委員会	7 P

# 第39回臨時会報告

第39回臨時会は、9月7日に開催され、上程された議案は、何れも原案のとおり承認・可決されました。

## 【主な決定事項】

### 報告

#### 町長の専決処分事項報告

議決が必要な事項の内、予め議会において町長の権限で執行し、事項の執行結果を報告（1件）  
公用車の車両事故を報告

### 契約

#### 町道九町九町越線道路改良工事請負契約の締結

契約金額 8,834万4千円

契約相手 有限会社 堀保組

#### 九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結

契約金額 5,076万円

契約相手 有限会社 竹場建設

#### 仁田之浜集会所新築工事請負契約の締結

契約金額 5,923万8千円

契約相手 井上建設有限会社

#### 町道灘線道路改良工事請負契約の締結

契約金額 5,475万6千円  
契約相手 飛田建設有限会社

#### 町道宇和海線道路改良工事（5工区）請負契約の締結

契約金額 6,858万円

契約相手 藤川建設有限会社

#### 町道宇和海線道路改良工事（3工区）請負契約の締結

契約金額 9,828万円

契約相手 藤川建設有限会社

#### 町道田部高茂線道路改良工事請負契約の締結

契約金額 5,400万円

契約相手 有限会社 竹場建設

#### 伊方スポーツセンター改修事業請負契約の締結

契約金額 5,907万6千円

契約相手 有限会社 宇都宮組



伊方スポーツセンター

### その他

#### 物品の取得（消防ポンプ自動車2台）

取得価格 3,996万円

契約の相手 有限会社愛媛芝浦

ポンプ商会（松山）

### 陳情

#### ①四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働を求める陳情

（陳情者）

伊方町商工会

会長 井上 喜樹

原子力発電対策特別委員会に閉会中の継続審査事件として、付託を決定

#### ②伊方原子力発電所3号機の再稼働についての陳情

（陳情者）

伊方原発50km圏内住民有志の会

事務局 堀内 美鈴

原子力発電対策特別委員会に閉会中の継続審査事件として、付託を決定

#### ③「伊方原発3号機の再稼働は認めないこと」を求める陳情

（陳情者）

伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議

代表幹事 和田 幸

原子力発電対策特別委員会に閉会中の継続審査事件として、付託を決定

#### ④伊方原発の再稼働を認めないよう求める陳情

（陳情者）

伊方原発をとめる会

事務局長 草薙 順一

原子力発電対策特別委員会に閉会中の継続審査事件として、付託を決定

## 9月定例会の動き

第42回定例会は、  
9月30日～10月6日開催

報告2件、条例1件、決算12件、  
補正予算7件、契約2件、発議1件、  
陳情7件、その他2件

### 【主な決定事項】

#### 報告

平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率

平成26年度決算における本町の財政状況を地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する比率で示し、健全な状況にあることを報告  
平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出

平成26年度における本町の実態を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて評価・点検し、概ね良好な状況にあることを報告

## 条例

伊方町手数料条例の一部を改正する  
条例制定(可決)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正

## 決算

平成26年度伊方町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定(認定)

平成26年度一般会計及び11特別会計歳入歳出決算を認定(決算内容は広報いかた11月号に掲載)

## 予算

平成27年度一般会計及び特別会計補正予算(可決)

平成27年度一般会計及び6特別会計の補正予算を可決

## 契約

伊方町観光物産センター改修工事請負契約の締結(可決)

契約金額 1億6,318万8千円  
契約相手 堀田建設株式会社

伊方支店

町道三崎名取口線道路改良工事請負契約の締結(可決)

契約金額 7,311万6千円  
契約相手 有限会社 三崎建設

## 陳情

原発再稼働に反対の陳情(4件)

陳情第3号

【南海トラフ大地震が起きても伊方原発の安全が保障されることが明らかになるまで伊方原発の再稼働をしない】ことを求める意見書採択を求める陳情

陳情第5号

【伊方原子力発電所3号機の再稼働についての陳情】

陳情第6号

【伊方原発3号機の再稼働は認めないこと】を求める陳情

陳情第7号

【伊方原発の再稼働を認めないよう求める陳情】  
4件共に「不採択」とすることに決定

原発再稼働に賛成の陳情(3件)

陳情第1号

【伊方原子力発電所3号機の再稼働を求める陳情】

陳情第2号

【伊方原子力発電所3号機の再稼働を求める陳情】

陳情第4号

【四国電力伊方原子力発電所3号機の再稼働を求める陳情】  
3件共に「採択」することに決定

## 発議

伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定(可決)

議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、出産の場合の欠席届け出を新たに規定

## その他

議会運営委員会の閉会中の継続調査

議会閉会中における委員会活動

の継続を決定

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会閉会中における委員会活動の継続を決定

## 平成27年度補正予算

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第2号)	325,045	10,002,628
国民健康保険特別会計(第1号)事業勘定	3,255	2,173,475
直営診療施設勘定	7,444	605,890
港湾整備事業特別会計(第1号)	△186	38,765
公共下水道事業特別会計(第2号)	6,319	341,996
小規模下水道事業特別会計(第2号)	1,654	82,620
特定地域生活排水処理事業特別会計(第2号)	71	39,071
風力発電事業特別会計(第1号)	29,546	93,082

## 一般会計補正予算の主な内容

(単位：千円)

事業名	場所	事業概要	予算額
ふるさと納税寄附謝礼	町外全て	寄附者の増	4,154
中山間直接支払交付金事業	町内全域	第4期対策(H27~32)5ヶ年 1年目 集落協定数【伊方地区】16 【瀬戸地区】7 【三崎地区】8 計 31集落	91,930
足成漁港東防波堤(改良)工事	足成	ブロック製作 370個	49,950
道路新設改良事業	鳥津 三崎 大久	鳥津地区道路概略設計業務委託 町道三崎地区内1号線建物解体工事 町道大久地区内10号線用地補償	2,981 5,778 2,975
ネットワーク改修業務委託	庁舎	マイナンバー制度に伴うセキュリティ強化、 基幹系と情報系を分割	40,824
防災備蓄品増量配備	庁舎	住民の50%・3食・3日分	15,568

# いっぱん質問



篠川長治議員

## 伊方町の集会所条例関係等について

### 問

町は、法律の範囲内において条例を制定することができると憲法に定められ、その条例は法令に違反してはならないとされている。

町は、平成23年4月に集会所条例を改正し、「公の施設」の管理運営を指定管理者に委託することができることとした。

集会所条例の目的は、町民の生活文化の振興と社会福祉の増進を図り、もって町民に健康で明るい生活を営ませることとしている。そして施行規則には、集会所の修繕に要する費用が5万円以上のものについては町が修繕することなど、集会所に関することがこと細かく規定されている。

湊浦地区は町長の許可を受け「地縁団体」として、湊浦ふれあいセンターを中心に地区自治活動を円滑に実施している現状がある。

このような状況を踏まえ、次の4点について町長にお伺いする。

①町内各地区の集会所と同様の機能をもつ「湊浦ふれあいセンター」が、町の集会所条例の適用の制限を受けているのは、地方自治法に抵触しているのではないかと伺いする。

②地方自治法第10条に、「住民は法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定されているが、湊浦地区は「役務の提供をひとしく受けていない」、このことはこの法第10条にも抵触しているのではないかと伺いする。

③町は、集会所条例に定めた集会所は町の公の施設であり、町が所有する行政財産であると言っている。

平成23年6月議会的一般質問で、寄附採納を受けた集会所に関して町長は「寄附採納を受けた財産の処分若しくは権利設定等を行う場合は、地区総会の決定又は同意を得なければならぬ。また、当該財産を処分した時の対価及びその財産から生じる天然果実若しくは法定果実は、地区に帰属するといった内容が過去の寄附採納の条件である」と答弁している。

この答弁から私は「当該集会所は実質地区所有の財産」だと解釈する。

このことから、この集会所と湊浦ふれあいセンターを有する地区の住民サービス条例を差別しているのではないかと伺いする。

④町条例は、憲法はもとより法律

やそれに基づく政令に違反してはならないことになっている。従って、集会所条例の中で法に抵触する部分を一部改正する必要があると考えるが、町長のご所見をお伺いする。



湊浦ふれあいセンター

### 答

(前文) これまでも「湊浦ふれあいセンター」を町内の集会所と同様の取り扱いにすべきとの趣旨の質問を、繰り返しされ、今回も、同様に「湊浦ふれあいセンター」が町条例において、差別的な取り扱いを受けており、町の条例が関係法令に抵触している、との持論を展開されているが、私は、これまでにも「湊浦ふれあいセンター」が、町内の他の集会所とは違い地区が所有する財産であるので、現在の状況下においては議員の要望に応えることはできないとその理由について詳しく説明してきたが、未だに理解できて

ないようなので、改めて根本的な事項について説明する。

まずはじめに「公の施設」の運営等について、指定管理者制度の導入の経緯をふまえ、先ず理解してもらいたいのは、町内各地区の集会所は、「公の施設」であるが「湊浦ふれあいセンター」については「公の施設」ではない。このことが最も重要なポイントであることが議員自身がきちんと理解してもらわなければ、いつまでたっても議論は噛み合わない。

再度、説明するが「湊浦ふれあいセンター」は「公の施設」ではない。

その理由は、町が住民の利用に供するために整備した公共施設が「公の施設」であって、それ以外は「公の施設」ではないからである。

それでは「湊浦ふれあいセンター」は、誰が設置した施設であるのか。「湊浦ふれあいセンター」は、湊浦地区という民間の団体いわゆる「地縁の団体」がその団体の構成員である地区住民の福利厚生等のために利用することを目的として、団体の意思で建築した建物である。従って、町が所有する建物でもないし、町が住民に対して利用させる、と言った権限もない。つまり、町には施設の所有権はもちろん維持管理の義務は無く建物の所有者である湊浦地区が全ての権利と義務を担っているわけである。しかしながら、「湊浦ふれあいセ

ンター」は、湊浦地区住民の福利厚生のための施設として利用されており、公共性が高いという理由から町としては、建物の所有者が納付すべき固定資産税について、地区からの申請に基づきその全額を免除しており、町としても町条例の規程が許す範囲で地区負担の軽減等について配慮しているところである。

次に、地縁団体についてであるが、地縁団体とは地方自治法第260条の2の規定により町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のことをいい、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っている」と認められることを理由に町長が認可する任意の団体である。

しかしながら、一方でその認可を受けた地縁による団体を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。との規定がある。

従って、町の行政組織とは関係のない団体として取り扱われることになっている。町としても法律に照らし一線を画して関わっていないところである。

以上、法律の根幹に関わる部分であり、これまで議員と議論がかみ合っていない核心の部分であると思うので、十分に理解いただきたい。

### ①最初に湊浦地区は町長の許可を受け

て「地縁による団体」として地区自治活動を円滑に行っているが、湊浦地区には町条例の適用が制限されることになった。この「町条例は湊浦が遵守している法に抵触する」と思う。このことであるが、「町条例の適用が制限されることとなった」とは「湊浦ふれあいセンター」が、伊方町集会所条例に定める町内の集会所と同様に取扱いされていない。と推測するわけであるが、その理由については、「湊浦ふれあいセンター」が「公の施設」ではないからである。

②行政は住民に対して諸々のサービスを提供し、住民はそれらのサービスを等しく享受する権利を有し、住民は、地方自治体の負担を分任する義務を負うという地方自治の原則に照らし「町条例は法第10条にも抵触する」と思う。このことであるが、私は「湊浦ふれあいセンター」の取り扱いに関し、地方自治法第10条の規定と伊方町集会所条例のどの部分が法に抵触するのか、どの部分に違法性があるのか、その根拠を理解することは困難である。私自身としては、違法性はないと思っている。

③「寄附採納を受けて整備した集会所は実質地区所有の財産」であると議員は考えているようで、そのような集会所と「湊浦ふれあいセンター」を町条例で差別することは如何か。との質問であるが、議員が説明された寄附採納については、町内に3か所の集会所において土地を地元から条件付きで寄付を頂いている。これはいずれも集会所を整備するための用地としての寄付で

ある。

また、当該寄付行為により、土地の所有権を町の名義とした後、町が集会所を整備したうえで土地及び建物を町が所有する財産としているので、地区の意思で取得し、地区の財産としている「湊浦ふれあいセンター」とは全く条件が違うわけである。

従って、現状の「湊浦ふれあいセンター」を町の財産である集会所と同様に取扱うことについては、それこそ法に抵触することになり問題が生じてくる。

④伊方町集会所条例の法に抵触する部分の改正を要する。とのことであるが、仮に「湊浦ふれあいセンター」を集会所条例に加え、町内の他の集会所と同様の取り扱いにすべきであるとの趣旨から言うなら、これまでも説明したように「湊浦ふれあいセンター」を湊浦地区が町に寄付をするという方法によって解決する方法がある。

しかし、湊浦地区からの意思表示は現時点ではない。

議員には、このように私の考えや、町の方針等について熱心に質問していただくことについては非常にありがたいが、この「湊浦ふれあいセンター」の関係については、最も大きな判断をされる立場の湊浦区長さんをはじめ、地区住民の皆さん方のご意見をしっかりと聞き、地区の意向に沿った質問をいただければさらに有難いと思っています。

(町長)

## 議員研修レポート



菊池孝平議員

10月23日第56回四国地区町村議会議長会研修会に参加したので報告します。

今回は講師による講演が行われ「日本はどう動いているのか」ー政治・経済の行方ーと題して、政治ジャーナリスト後藤謙次氏の講演でした。政治記者、ニュースキャスターとして豊富な経験と幅広い人脈を持つ後藤氏が、政治の裏側や政局のキーポイントをエピソードを交えて話されました。

政治は流動的であり安倍総理が来年の参議院選挙に向けてどういう考え、戦略、方針でいるか、安倍晋三という政治家が日本社会で良く知られる様になったのは、2002年9月17日小泉純一郎総理大臣が電撃訪朝し、5人の拉致被害者が帰国、日朝間の約束では一カ月後にはピョンヤンに戻すと言う約束を当時官房副長官であった安倍晋三が、ここで北朝鮮に戻すと2度と彼らは日本の土は踏めないと体を張って阻止をして彼らはそのまま日本に止まった安倍さんはその後拉致と共にリーダーの道を歩む事になるのです。

最近中国とロシアが急接近している。お互いの思惑があるだろうがプーチン

大統領はシリアの空爆で、支持率89%に成り領土問題で譲歩することは許されない、習近平主席はアジアインフラ投資銀行「AIIB」を設立し、アメリカが戦後築き上げて来たドル体制に対抗する新しい経済システムの挑戦で、オバマ大統領はG7の各国に参加しない様に強く求めるもイギリスのキャメロン首相は真つ先に参加を表明するが、安倍首相はオバマ大統領に同調して参加をしないことを表明する。そこでオバマ大統領は安倍首相に対してより一層の信頼感を増す。5月27日安倍首相がワシントンを訪問した際には、日本の政治家として初めてアメリカの上院下院合同会議で演説をして、オバマ大統領が安倍首相の訪米を大歓迎をした。話の中で島根県隠岐の島の海士町は、北海道の夕張市に次いで財政再建団体に指定されそうになったが、その海士町がどん底を克服するために町長は無報酬無手当で良いと言い、それにつられて職員は自分たちも給料は低くてもいいと言い、住民は自分たちは税金は払えないけれどその分労働で街をきれいにしようという立ち上がり、そういう分業分担して来たお陰や財務負担を切り込んでやってきてどんどんと町に活気が出てきて財政も持ち直し移民も増えてきた。

次に、神山プロジェクトと創造的過疎から考える地方創生」と題してNP O 法人グリーンバレー理事長大南信也氏の講演で、若者とクリエイターが集まる奇跡の町、徳島県神山町の物語です。ITベンチャーのIT移転ラッシュに沸く過疎地で鮎喰川の畔に広がる人口6100人程の小さな町で、高齢化率46%と少子化と高齢化に苦しむ中山間地の典型のような地域だが名刺管理サービスのSansanをはじめ9社がサテライトオフィスを開いた。ヤフーやグーグルなど大企業の社員が短期滞在で訪れることもしばしばで、空き家として放置されていた古民家が続々と姿を変えている。その動きはオフィスだけでなく、移住者の増加に伴って店舗や施設のオープンも相次いでいる。ここ数年を見てもパン屋やカフェ、歯医者、パスタ店、図書館などが神山MPAに登場した。アーティストやクリエイターなどクリエイティブな人材の移住も進んでおり、まさに町が新しく生まれ変わっている印象を受け、大変有意義な講演でありました。



(株田会長あいさつ)

去る10月23日、徳島市のグランヴィリオホテルにおいて「第56回四国地区町村議会議長会研修会」が開催され、政治ジャーナリストの「後藤謙次氏」とNPO法人グリーンバレー理事長「大南信也氏」のお二人がそれぞれ次の演題で講演されました。

【演題：日本はどう動いているか】(政治・経済の行方)

後藤氏は、政治、経済の講演の中で、安倍首相は祖父の岸元首相と同じ政治の方向に進もうとしており、安全保障と経済をミックスさせる考えで、今後の経済向上きで国民の支持を得ようとしている。しかし、祖父の岸元首相は安全保障で失敗して辞任、後の池田首相は所得倍増論で経済が上昇、そうした経緯があるが、安倍首相はこの安全保障と経済を両立させようとしている。

またTPP(環太平洋連携協定)の対策を農業5品目があてはまる鹿児島県選出の森山さんを農相に、農林部長に小泉さんを当てたのは安倍首相の強い思いがあったとの事であり、この先、政治の行方が見えないとの事でありました。

【演題：神山プロジェクト】(創造的過

**議員研修レポート**



**中村明和議員**

疎から考える地方創生)

大南氏は、徳島県神山町生まれで現在62歳、今から約25年前この過疎地域が生き残るための解決策を見出そうと1991年にアリス里帰り推進委員会(青い目の人形の米国への里帰り)で、アメリカに視察に行き、その後1992年に神山町国際交流協会を創設し、アートや環境を柱に地域と世界をつなぎグローバルな視点での地域活性化を展開。さらに1997年に国際文化委員会を発足し、住民の思いが詰まった国際文化村を創ろうと2004年にNPO法人「グリーンバレー」を立ち上げワーキングレジデンスによる若者や起業者の移住、ITベンチャー企業のサテライトオフィス誘致による雇用の創出などに取り組み成功したとの事でありました。大南氏の話で今までの大きな企画を創る時は5名程度の少数でアイデアを出し合い決めてきたとの話でした。

伊方町もこのような手法を取り入れ「町の喫緊の課題や各分野の振興策等」に取り組んで行けば町も活性化すると考えられます。



(大南信也氏の講演)

# 原子力発電対策特別委員会（審査経過報告）

原子力発電対策特別委員会は、（第 41 回定例会）及び（第 39 回臨時会）において、議会から審査事件として付託された 7 件の陳情を審査するため、特別委員会を 5 回開催し、参考人招致や現地調査等を行い質疑、意見交換等を交わし慎重に審査した。その審査結果を中村敏彦委員長が第 42 回定例会（平成 27 年 10 月 6 日）において報告した。

## （報告の概要）

開催年月日	審査概要
第 1 回 平成27年 7 月29日	原子力規制庁の職員を参考人招致し、伊方原子力発電所 3 号機における新規規制基準適合性審査結果について詳細な説明を受け、質疑、意見交換を行った。
第 2 回 平成27年 9 月10日	資源エネルギー庁の職員及び四国電力(株)原子力本部関係者を参考人招致し、資源エネルギー庁からは伊方発電所 3 号機の再稼働に対する政府の方針についての説明。四国電力(株)からは、伊方発電所 3 号機の安全対策及び更なる揺れ対策についての取り組み状況について説明があり、質疑及び意見交換を行った。
第 3 回 平成27年 9 月15日	四国電力(株)伊方発電所において、伊方 3 号機の安全対策等の実施状況の現地確認を行い、実際の工事実施状況について確認するとともに、緊急時対応訓練の実施状況についても視察をすることが出来た。
第 4 回 平成27年 9 月25日	内閣府の職員及び愛媛県原子力安全対策課の職員を参考人招致し、原子力防災（伊方地域の緊急時対応）の避難計画等について詳細な説明を受け、質疑と意見交換を行った。
第 5 回 平成27年10月 2 日	上記の経過等を踏まえ、10 月 2 日の特別委員会では、付託された陳情の取り扱いについて、まず、陳情者からの参考人招致の必要性について諮り、「陳情者からの説明は必要はない」とのことで全会一致で決定したあと、その取り扱いについて慎重に審査を行った。 審議の後、陳情書の取り扱いについて、はじめに再稼働賛成の陳情 3 件を採決したところ「全会一致で採択すべきもの」と決定、次に再稼働反対の陳情 4 件を採決したところ「全会一致で不採択とすべきもの」と決定された。

## 「伊方原発3号機」再稼働賛成の陳情（3件） 「全会一致」で採択すべきものと決定

現地調査の事前説明状況



安全対策等についての説明状況





## 委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
9月1日	議会運営委員会	第39回臨時会の運営について
9月3日	議員全員協議会	陳情書等の取り扱いについて
9月9日	議会運営委員会	第42回定例会の運営について
9月10日	原子力発電対策特別委員会	1. 伊方発電所3号機の再稼働に対する政府の方針について 2. 伊方発電所3号機の安全対策について
9月15日	原子力発電対策特別委員会	伊方発電所3号機の安全対策について（現地調査）
9月16日	議員全員協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例の制定等について</li> <li>2. 平成26年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</li> <li>3. オフサイトセンター跡地の活用について</li> <li>4. 原子力災害時地区別広域避難計画について</li> <li>5. 地域おこし協力隊について</li> <li>6. 佐田岬観光まちづくり計画について</li> <li>7. 指定管理施設の指定管理者の指定について</li> <li>8. 伊方町集会所の指定管理について</li> <li>9. 伊方町人口ビジョン、伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第2次伊方町総合計画の策定について</li> <li>10. 伊方スポーツセンター指定管理者の募集について</li> <li>11. 平成26年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書について</li> <li>12. 平成27年度伊方町一般会計補正予算（第2号）概要</li> <li>13. その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>①寄附採納土地の取扱いについて</li> </ul> </li> </ol>
9月25日	原子力発電対策特別委員会	原子力防災（伊方地域の緊急時対応）について
10月2日	議員全員協議会	平成26年度一般会計等決算審査
	原子力発電対策特別委員会	「閉会中の継続審査事件」として付託された陳情について
10月6日	議会運営委員会	定例会議案の追加日程について

## 議 会 目 誌

8月15日	県戦没者追悼式（松山）	9月16日	議員全員協議会
20日	南予水道企業団議会定例会（宇和島）	17日	伊方町環境監視委員会（現地調査）
21日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会（大洲）	19日	県町村議会議長会第2回臨時会（松山）
24日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会現地調査	25日	原子力発電対策特別委員会
28日	伊方原子力発電所環境安全管理委員会（松山）		伊方町環境監視委員会
30日	愛媛スポレク祭2015伊方町大会	28～29日	四国四県町村長・議長大会（香川）
9月1日	議会運営委員会	30日	第42回定例会
3日	議員全員協議会	10月2日	議員全員協議会（決算審査）
4日	愛顔つなぐえひめ国体伊方町実行委員会		原子力発電対策特別委員会
	第1回常任委員会	6日	第42回定例会
7日	第39回臨時会	7～8日	町村監査委員全国研修会（東京）
8日	知事との意見交換会（大洲）	19日	定期監査・例月現金出納調査（監査委員）
9日	議会運営委員会	23～24日	四国地区町村議会議長会研修会並びに第2回町議会議員研修会（徳島）
10日	原子力発電対策特別委員会	29～30日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会（東京）
	伊方町環境監視委員会	11月1日	佐田岬マラソン2015
14日	例月現金出納検査（監査委員）	7日	町社会福祉大会
15日	原子力発電対策特別委員会（現地調査）		